

## 審査項目及び配点表

【事務局審査】

(単位：点)

審査項目	評価内容	配点	委員配点
①第1次審査	業務実績調書等内容	30	
業務実績調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体で、本業務と同種の業務または類似の業務を実施した実績があるか（様式3）</li> <li>【配点区分】</li> <li>・同種の業務実績 1件につき2点</li> <li>・類似の業務実績 2件 2点</li> <li>3～5件 4点</li> <li>6～8件 6点</li> <li>9～10件 8点</li> </ul> 同種の業務実績及び類似の業務実績の合計で上限10点	10	
業務実施体制調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者としての業務の経験があるか（様式4）</li> <li>【配点区分】</li> <li>○統括責任者及び現場責任者</li> <li>・同種の業務実績 1件につき2点</li> <li>・類似の業務実績 2件 2点</li> <li>3～5件 5点</li> <li>○現場担当者</li> <li>・同種の業務実績 1件につき1点</li> <li>・類似の業務実績 2件 1点</li> <li>3～5件 3点</li> </ul> 統括責任者及び現場責任者、現場担当者の実績合計で上限10点	10	
ISO27001 (ISMS認証)又はプライバシーマークの写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティに関する認証を受けているか</li> <li>【配点区分】</li> <li>・資格あり 10点</li> <li>・資格なし 0点</li> </ul>	10	
②第1次審査		50	
見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積金額（様式7及び8）</li> <li>評価点＝配点（満点）×（提案者のうちの最低金額／提案額）</li> </ul>	50	
①+②	小計	80	0

※同種の業務とは、本業務の対象部署の事業に関する業務改革（BPR）、業務分析又はRPAの導入を目的とした業務を指す。

※類似の業務とは、本業務の対象部署の事業以外を対象とした業務改革（BPR）、業務分析又はRPAの導入を目的とした業務を指す。

【委員審査】

審査項目	評価内容	配点	委員配点
③第1次審査	企画提案内容	300	60
企画提案書	・提案内容を理解できるよう、簡潔でわかりやすい表現が用いられているか	25	5
工程管理	・実施、評価まで取り組めるスケジュールとなっているか	25	5
	・進捗管理を適切に行うことができる手法を有しているか	25	5
	・スケジュールが遅滞した場合の対応方法が検討されているか	25	5
現状分析	・業務を適切に分析できる手法を有しているか	25	5
	・問題点、課題の抽出手法が明確であるか	25	5
	・分析のプロセスが市職員の負担にならないものであるかどうか	25	5
BPRの実施	・分析結果に基づく考え方や実施手法・実施のプロセスが明確であるか	25	5
	・実施のプロセスが市職員の負担にならないものであるかどうか	25	5
	・実施結果の評価を適切に行うことができる手法を有しているか	25	5
独自提案	・見積額の範囲内で本業務に有効と考えられる独自の提案がなされているか	50	10

第1次審査について

配点は、次のとおりとする。

- 1 事務局審査 上記①業務実績調書等内容及び②提案額（小計80点）
  - 2 委員審査 上記③第1次審査 60点×5名=300点
- 合計380点

第1次審査の評価は、採点基準に基づき評価点を算出する。

【採点基準】

- 5：優れている、4：やや優れている、3：標準である、2：やや不足している、1：不足している

## 【委員審査】

審査項目	評価内容	配点	委員配点
④第2次審査	プレゼンテーション	100	20
意欲	・本業務に対する意欲が感じられ、効果的な提案が示されているか	25	5
説得力	・説明や質問の回答は、平易な表現を使っており分かりやすいものかどうか	25	5
対応力	・質問に対する回答が、明快かつ迅速であるか	25	5
対象業務への理解	・対象所属の事業が、どのような業務であるかを把握しているかどうか	25	5
合 計		480	

第2次審査について

配点は、次のとおりとする。

- ・ 委員審査 上記④第2次審査 20点×5名=100点

第2次審査の評価は、採点基準に基づき評価点を算出する

【採点基準】

- 5：優れている、4：やや優れている、3：標準である、2：やや不足している、1：不足している

第1次審査の点数に第2次審査の点数を加算し、候補者を決定する。